

出産・子育て応援交付金
自治体職員向けQ & A（第5版）

令和5年11月30日
こども家庭庁成育局成育環境課

目次

総論（事業趣旨、実施時期、その他の予算関係）問 1～8	2
伴走型相談支援 問 9～20	12
出産・子育て応援ギフト（事業開始日以降の対応）問 21～54	20
出産・子育て応援ギフト（経過措置の対応） 問 55～63	37
事務費（システム構築等導入経費）・委託費等 問 64～66	43
事業実施円滑化交付金 問 67～69	47

凡例

◎：新規情報として記載

○：自治体説明会資料の情報を基に補足説明

●：自治体説明会資料の情報を再掲的に記載

◆：青字は第5版で追加したもの

番号	分類	質問	回答
総論（事業趣旨、実施時期、その他の予算関係）問 1～8			
1	○	<p>出産・子育て応援交付金の事業の趣旨・ねらい如何。</p>	<p>核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題です。</p> <p>とりわけ、未就園児が多い0～2歳児のいる子育て家庭（※）では、日々通う場がない方もおられ、また、地域子育て支援拠点や一時預かりなど、年齢を問わず利用できるサービスが地域によっては限りがあること等により、子育ての負担感や孤立感につながりがちです。（※）0～2歳児の約6割（約177万人）</p> <p>このため、本事業では、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、安心して出産・子育てができるようにしていきたいと考えています。</p> <p>また、経済的支援を伴走型の相談支援と一体的に実施することにより、①相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、②利用料が発生する産後ケア、一時預かりや家事支援サービス等の負担が軽減され、必要な支援につながりやすくなり、③その結果、ニーズに即した効果的な支援が全ての妊婦・子育て家庭に確実に届くことになり、伴走型の相談支援の事業の実効性がより高まるものと考えています。</p>
2	○	<p>出産・子育て応援交付金事業は全ての市町村で実施することが必要なのか。</p>	<p>本事業については、先駆的な取組を行う一部の自治体で実施するモデル事業ではなく、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施し、継続的に実施するという本事業の趣旨及び目的に鑑み、令和4年度第2次補正予算で全ての市町村で実施するために必要な費用を計上しています。各自治体におかれては、可能な限り年度内に開始できるよう、地方議会における予算案の議決をはじめとする事業開始に向けた各種準備にご尽力いただき、円滑な事業実施に御協力をお願いします。</p>
2-2	○	<p>事業開始日とは何か。</p>	<p>市町村において、伴走型相談支援の面談と出産・子育て応援ギフトの申請受付を開始した</p>

			日を言います。なお、事業開始日の前後で、出産・子育て応援ギフトの（通常の）支給と遡及支給の対象が区切られることとなります。
3	○	いつまでに事業開始が必要なのか。報道にあったように、令和5年1月から開始する必要があるのか。	<p>それぞれの自治体が事業開始の準備に要する期間は、自治体の置かれている状況により様々であることに鑑みれば、実際に各自治体で事業を開始する時期は一律ではないと考えています。</p> <p>一方で、本事業による支援をできるだけ早期に対象者に届けられるよう、地方議会への上程等、事業開始に向けて必要な手続きを経た上で、可能な限り速やかに事業を開始いただきたいと考えています。</p> <p>なお、事業開始に係るイニシャルコストとなるシステム開発経費については、令和4年度第2次補正予算における出産・子育て応援交付金のみで計上する予定としており、これを活用して、可能な限り早期に事業を開始していただきたいと考えています。</p>
4	◎ ◆	令和4年度中に事業開始ができず、令和5年4月以降に事業開始となった場合、令和4年度中に妊娠・出産した方に出産・子育て応援ギフトを遡って支給することは可能か。	<p>事業開始の時期に関わらず、令和4年4月以降に出産した方については、出産・子育て応援ギフトを遡って支給することが可能です。</p> <p><u>なお、遡及支給妊婦及び遡及支給養育者については、令和6年3月1日以降に申請を行うことができませんのでそれまでに支給漏れ、手続き漏れがないかを今一度ご確認ください。</u></p>
5	○	出産・子育て応援交付金は具体的にはどのような経費に使用できるのか。	伴走型相談支援を実施する職員人件費、事務に要する職員旅費、需用費等や、出産・子育て応援ギフトに係る費用、システム構築等導入経費を想定していますが、対象経費等の詳細は各交付要綱をご参照ください。
5-2	◎	子ども・子育て支援交付金（乳児家庭全戸訪問事業等）等他の補助金との棲み分け、実績の考え方如何。	既に他の補助金を活用して実施している事業において妊婦・子育て世帯と接触する機会を、本事業の伴走型相談支援の面談の機会と位置付けていただく場合には、本事業に基づく面談実施に伴い、付加的に発生する業務に要する追加費用分について、本交付金の補助対象となります。
6	○	令和4年度第2次補正予算で計上される出産・子育て応援交付	令和4年度第2次補正予算で計上している出産・子育て応援交付金は令和5年9月分までを計上しており、各自治体における令和4年度中の執行に係る費用の申請は令和4年度

		金の対象期間はいつまでで、当該予算の執行はいつまでに行えばよいのか。年度をまたぐ場合の繰越明許の手續・取扱如何。	中に受け付けています。なお、令和4年度中に国から交付決定を受けた場合は、当該交付決定額については原則令和4年度中に執行する必要があります。ただし、執行が間に合わずに繰越を行う場合は、各自治体において財政当局に相談し、所定の繰越手續を行っていただく必要があります、不用を生じさせ、国庫返納が生じないように確実に手續を行っていただく必要があります。
6-2	◎	交付金は、通常精算・概算払い(返納なし)・概算払い(返納あり)のどの方法での支払いとなるのか。	概算払い(返納あり)が基本となります。 なお、令和4年度中に国から交付決定を受けた場合の留意点は、問6のなお書きのとおりとなります。
6-3	◎	1人の子どもにつき、出産応援ギフトの支給が3月、子育て応援ギフトが4月以降となった場合、出産応援ギフト分は令和4年度予算から、子育て応援ギフトは令和5年度予算からの支出となるがその取扱いでよいか。	ご指摘の取扱いで差し支えありません。
6-4	◎	概算払い(返納あり)の補助制度になるとのことだが、翌年度に繰り越しをした上でなお返納分が発生した場合は、翌年度以降償還手續が発生するということか。	令和4年度中に国から交付決定を受けた場合の留意点は問6のなお書きのとおりですが、翌年度に繰り越した上でなお返納分が発生した場合は、交付金の額の確定にあわせて償還手續が発生することとなります。 令和4年度の交付金の申請にあたっては、必要額を過大に算定し返納が生じることがないようにお願いします。
6-5	◆	<u>令和4年度中に、地方財務局から承認を経て国から繰越の承認を得た国費(地方繰越予算)について、令和5年度にギフトの対象者から提出された申請に基づ</u>	<u>差し支えありません。国費の繰越手續きをした自治体については当該地方繰越予算を優先的に執行し、当該繰越予算を使い切ったうえで、令和5年度上期分に交付決定する予算を執行してください。</u> <u>ただし、交付要綱4(2)の表第1欄に定める種目を超えた配分変更はできません。また、地方繰越予算を不用とすることがないようにご注意ください。</u>

		<u>く給付金や令和5年度に支出するシステム構築等導入費用に対して充当してよいのか。</u>	
7	◎ ◆	出産・子育て応援交付金事業の <u>今後の交付決定等</u> の時期はどのようになるのか。	<u>令和5年10月11日付けで送付しました「令和5年度出産・子育て応援交付金交付要綱」に合わせてスケジュールを提示していますのでご参照ください。</u>
7-1-1	◆	<u>令和4年度分及び令和5年度上期分・下期分の実績報告書の提出の時期はいつか。</u>	<p>令和4年度分の実績報告書については、令和4年度に交付した国費を令和6年3月31日まで執行する予定の自治体があり、令和5年度中の確定ができないこと及び令和5年度上期分の実績報告書については、事務費（システム構築等導入経費）を令和5年度末まで執行する予定の自治体があることから、令和6年度に実績報告書の提出いただくことを予定しています。</p> <p>令和5年度下期分の実績報告書についても、令和6年度に提出していただくことを予定しています。</p> <p>提出の依頼及び期限については、追ってお示しします。</p>
7-2-2	◆	<u>令和4年度中に既に執行した事業費分を、年度を超えて令和5年度上期に申請することについて、会計年度独立の原則等、財政法・会計法上の問題はないのか。また、会計検査院から指摘されることはないのか。</u>	<p><u>所謂施越事業として取り扱うこととするため、令和5年度上期の申請に令和4年度中に交付決定額を超えて執行した金額も含めて申請していただいて差し支えありません。</u></p> <p><u>なお、会計検査院から指摘されないことを保証するものではありませんが、指摘された際にはこども家庭庁から説明するのでお知らせください。</u></p>
7-3	◎	令和4年度第2次補正予算について、市町村において、交付要綱で対象とされる経費に関する事業を、交付決定前から着手した場合の事業費についても、国庫補助の対象となるか。	交付決定よりも前から各自治体で事業を開始していた場合、当該事業の開始日以降に事業に要した費用が国庫補助の対象となります。

7-3-2	◎	事業開始準備のために会計年度任用職員を雇用した場合など、事業開始日前に準備経費としてかかった費用は全て対象外か。	ご指摘のような場合で、本事業の実施に必要な費用については補助対象となります。
7-4	◎	伴走型相談支援の体制の充実に時間を要するため、伴走型相談支援に係る予算と出産・子育て応援ギフトに係る予算を計上する時期や執行する時期は異なっても良いのか。	基本的には伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフトは一体的に実施することとしていますが、例えば、令和4年度中は伴走型相談支援を既存の体制で実施し、出産・子育て応援ギフトの支給を新たに開始した後、令和5年度には本交付金を活用して伴走型相談支援の体制を充実するといった場合は、令和4年度に出産・子育て応援ギフトに係る予算を計上し、令和5年度には伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフトの両方に係る予算を計上することが考えられ、伴走型相談支援に係る予算と出産・子育て応援ギフトに係る予算を計上する年度が異なっても問題ありません。
7-5	◎	既に自治体で相談支援を行っていた正規職員が本事業の開始に伴い、伴走型相談支援を実施する場合、人件費を計上することは可能か。	地方交付税には自治体職員の給与費が含まれていることから、すでに相談支援を行っていた自治体の正規職員に係る給与については、本事業の補助対象外となります。一方、本事業を実施するための業務を行う正規職員の超過勤務手当や会計年度任用職員の給与については、本事業の補助対象です。詳しくは交付要綱をご参照ください。
7-5-2	◆	正規職員の人件費は、地方交付税措置された職員以外の人件費であれば、計上することが可能ということで良いか。	<u>市町村正規職員については、地方交付税措置された人員を除いた職員分の給与（給料・超過勤務手当・諸手当）は、本事業の補助対象経費となります。</u> <u>また、地方交付税措置された職員についても、地方交付税で措置されていない、本事業に係る超過勤務手当は、補助対象として差し支えありません。</u> <u>地方交付税措置された人件費と本事業における人件費の二重交付がないよう、自治体内で整理し交付申請をしてください。</u>
7-6-2	◆	対象経費の支払いにおける上期分と下期分の区分の基準となる支払い発生日とは具体的にいつで整理すればよいか。	<u>令和5年度（令和4年度からの繰越分）出産・子育て応援交付金（上期分）と令和5年度出産・子育て応援交付金（下期分）の区分は支払い発生日（実際に支払った日）で判断してください。支払い発生日とは実際に支払った日です。ただし、自治体において、支出負担行為の日や支出を決定した日として整理しているものを妨げるものではありません。</u> <u>なお、旧年度予算を出納整理期間に支出決定したものを、新年度分として交付申請する</u>

			<u>ことがないようにご注意ください。</u>
7-7	◎	伴走型相談支援の補助単価案について、補助単価が①と②に分かれているが、考え方如何。	12/26 自治体説明会資料 P9 でお示した伴走型相談支援の補助単価案については、基本的な補助単価を①の 7,784 千円としつつ、本事業開始当初の円滑な事業実施を確保するための時限的な上乘せ分として、例えば出生数の多い市町村など、①の額を超えて交付申請を行うことが必要な市町村を対象に、その超過分について②の 1,290 千円を補助単価として補助するものです。
7-8	◎	伴走型相談支援の補助単価（10 か月分）については、どのように考えればよいか。例えば、事業開始が令和5年2月だった場合には、2月～9月分の8か月分が上限額ということか。	当該補助単価は令和4年度補正予算における（全体の）補助単価を示したものであり、1 か月ごとに補助単価を計算するという趣旨ではありません。したがって、例示のケースについても、①7,784 千円（及び②1,290 千円）が補助単価となります。 ご指摘の場合、原則として、令和5年2～3月分は令和4年度に、令和5年4～9月分は令和5年度に交付申請をしていただくこととなりますが、令和4年度の交付金の申請にあたっては、必要額を過大に算定し返納が生じることがないようにお願いします。
7-9	◎	出産・子育て応援ギフトの支給に係る人件費や事務費、現金給付の際の委託費はどの種目に計上すればよいか。	伴走型相談支援と一体的に実施する出産・子育て応援ギフト支給に係るご指摘の費用については、伴走型相談支援の種目で申請することとしてください。
<u>7-9-1</u>	◆	<u>出産・子育て応援ギフトをクーポンや電子マネー等で支給する際の振込手数料は補助対象経費として計上できるか。</u>	<u>出産・子育て応援ギフトを現金以外のクーポン発行等により支給する際に発生する振込手数料等の経費は、上期であれば事務費、下期であれば委託経費等の種目で申請してください。</u>
7-10	◎	本事業については、直接補助となるのか。それとも間接補助となるのか。	当交付金については、間接補助（都道府県で一度市町村分も受け入れたうえで、市町村に交付する方法）する予定としていたところ、内部で検討した結果、直接補助で交付している補助金等が多いことや、都道府県の事務負担軽減の観点等から直接補助（都道府県で市町村分を受け入れる必要がない方法）で実施することとします。 すでに間接補助として歳入歳出を計上している自治体等におかれましてはご迷惑をおか

			<p>けしますが、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>交付申請における具体的な手続等や留意点については、追って事務連絡でお示しする予定です。</p>
8-1	◆	<p><u>本事業を恒久的な制度とするための、法整備や予算確保に向けて検討しているのか。</u></p>	<p><u>「出産・子育て応援交付金」事業については、令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、「制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する」と盛り込まれたところであり、現在、本事業の課題を分析・整理しつつ、制度化に向けて検討を進めております。</u></p>
8-2	◎	<p>国として、一般の方向けにコールセンターなどを設置する予定はないか。</p>	<p>本事業は、全国一律の制度ではなく、地方自治体の創意工夫に基づく柔軟な仕組みとし、かつ、他の子育て支援施策と同様、都道府県による広域連携のもと、市町村が実施主体となる事業であることから、国において一般の方向けのコールセンターを設置する予定はありません。一方で、地方自治体からのお問い合わせは国において受け付けますので、ご不明な点がございましたら、適宜お問い合わせください。</p>
8-3	◎	<p>本事業の実施にあたり、他事業で得た個人情報については、国の特例法に基づく取扱いとして各自治体の個人情報保護審査を経なくても活用可能との認識でよいか。</p>	<p>ご指摘の他事業で得た個人情報の取扱いについては、当該他事業の趣旨や、個人情報保護条例等を含む法令の規定に従って、適切に取り扱ってください。</p> <p>なお、本事業の実施に伴い、伴走型相談支援により把握した情報については、出産・子育て応援ギフトにおける申請書等で、関係部署や関係機関に情報を共有すること等について、本人の同意を得ることとしており、この同意を得た範囲内において、個人情報を適切に取り扱っていただくこととなります。</p>
8-4	◎	<p>都道府県がクーポン発行等に係る委託経費の他、出産・子育て応援ギフトの代金についてもまとめて委託事業者等に支払うスキームで広域連携を実施することは可能か。</p>	<p>出産・子育て応援ギフトの支給については、市町村が実施主体であることから、当該ギフトに係る経費については、都道府県から市町村に交付していただく必要があります。</p> <p>その上で、広域連携を実施する方策としては、例えば以下のものがあります。</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者への委託業務内容は、システム構築業務、クーポン発行等業務及び出産・子育て応援ギフトの支払い業務 ・都道府県は、委託業者への出えん（市町村分を含む）・委託、市町村への補助、育児用品等の提供等を実施し、市町村は、対象者の抽出、カードの配送業務等を実施し、都道府県に実績払いで負担金を支出

			<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者への委託業務内容は、システム構築業務、クーポン発行等業務及び出産・子育て応援ギフトの支払い業務 ・このうちシステム構築業務、クーポン発行等業務については、都道府県から委託業者に委託の上、これらに係る委託費を支払うこととし、出産・子育て応援ギフトの支払い業務については当該都道府県内で参画する市町村から委託業者に委託の上、これらに係る委託費を支払うこと
8-5	◎	<p>出産・子育て応援ギフトについて、「市町村判断により現金給付もオプションとして排除されない」とあるが、システム構築が令和4年度中に間に合わない場合や現金給付を求める声が多かった場合など、ずっと現金給付でもよいのか。補助対象から外れることはないか。</p>	<p>クーポン等による給付は、子育て目的に限定することが可能であり、有効期限を設定することでより消費につながりやすいものと考えています。</p> <p>一方、現金給付については、使途が限定されず、必ずしも子育て目的の消費に充てられないおそれがあり、消費ではなく貯蓄に繋がる可能性があるといった指摘もあるところです。</p> <p>このため、現金給付は、クーポン等による給付と比べると、出産育児関連用品の購入や産後ケアや一時預かり等の子育て支援サービスの利用につながりやすくすることや、地域の創意工夫に基づき、地域の商店街店舗を対象とすること等による産業振興、地域の活性化や新たな子育てに関するサービスの創出などにつなげる、といった政策的意義は薄れると考えています。</p>
8-6	◎ ◆	<p>出産・子育て応援ギフトは非課税か。また、差押禁止の対象となるのか。</p>	<p>「令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和4年法律第98号）」により、「令和四年度の一般会計補正予算（第2号）における妊娠出産子育て支援交付金（出産・子育て応援交付金）」を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（出産・子育て応援ギフト）については、非課税・差押禁止の対象となります。</p> <p><u>また、「令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和5年法律第42号）」により、「令和五年度予算に係る出産・子育て応援給付金」を財源として市町村から支給される給付金についても、非課税・差押禁止の対象となります。</u></p>

8-7	◎ ◆	<p>出産・子育て応援ギフトについては、自治体独自の予算（地方単独事業）で増額をした場合、当該増額分について、非課税・差押禁止の対象になるのか。</p>	<p>同法は、「令和四年度の一般会計補正予算（第2号）における妊娠出産子育て支援交付金」及び「令和五年度予算に係る出産・子育て応援給付金」を財源として市町村から支給される給付金について非課税・差押禁止としているものであり、自治体独自の予算で増額した部分については、非課税・差押禁止の対象とはなりません。</p>
8-8	◎	<p>出産・子育て応援ギフトは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」における特定公的給付には指定されるのか。</p>	<p>出産・子育て応援ギフトについては、令和5年1月20日に、同法における特定公的給付に指定されました。</p> <p>これにより、出産・子育て応援ギフト支給に係る事務を行うにあたって、マイナンバーによる情報の管理及び公的給付支給等口座登録簿（公金受取口座）関係情報を取得・利用することが可能となります。</p> <p>公金受取口座を活用すれば、出産・子育て応援ギフト支給に当たり、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要となるため、現金給付を実施・検討している市町村におかれては、積極的に活用ください。</p>
8-9	◎	<p>出産・子育て応援ギフトを、公金受取口座を活用して現金支給することとした場合、事務フローはどのようになるか。</p>	<p>妊娠届出時の面談において、妊婦に出産応援ギフトの申請をしてもらう際、公金受取口座を活用して出産応援ギフトを受け取るかどうかの意思確認をすることとなります。</p> <p>その意思があり、公金受取口座登録が済んでいる場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して公金受取口座情報を得ることとなります。一方、公金受取口座登録が済んでいない場合は、マイナポータルによる公金受取口座登録の方法を案内した上で、登録完了後に情報提供ネットワークシステムを利用して公金受取口座情報を得ることとなります。なお、本人からマイナンバーの提供を受ける場合は、法令に則った番号確認及び本人確認が必要となります。</p> <p>その意思がない場合は、妊婦に振込先口座等の情報を提出してもらうこととなります。</p> <p>本制度の運用については、令和5年1月20日付事務連絡「令和四年度出産・子育て応援給付金の特定公的給付の指定について」をご参照ください。</p>
8-10	◎	<p>出産・子育て応援ギフトについては、生活保護の収入認定がなされるのか。</p>	<p>生活保護被保護者に出産・子育て応援ギフトが給付されることとなった場合の収入認定の取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の（3）のイ「出産、就職、結婚、葬祭等に</p>

			際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの」にあたるものとして、収入として認定しない取扱いとすることとしました（令和4年12月26日付事務連絡「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」における「出産・子育て応援給付金」の生活保護制度上の取扱いについて」参照）。
8-11	◆	<p>クーポンを発行する際の利用料助成等の使途として、伴走型相談支援とは別に、市町村以外が提供する相談サービス、例えば、妊娠・授乳中の服薬相談（いわゆる妊娠と薬外来など）や、産後の身体ケア・鍼灸治療などの利用料も対象としてよいか。また、クーポンの使途として育児用ミルクを設定する際の留意事項如何。</p>	<p><u>地域資源や子育て家庭のニーズ等の地域の実情を踏まえ、市町村の創意工夫に基づいて、お尋ねのようなサービスも、クーポンにおける利用可能なサービスの対象として差し支えありません。なお、クーポンの使途として育児用ミルクを設定する際には、WHOの国際基準※を踏まえ、市町村が適切に判断した上で設定することが望ましいと考えています。その上で、新生児訪問や産後ケア事業等の母子保健事業を併せて紹介・周知するなど、授乳に関する必要な支援をお願いします。</u></p> <p><u>※当該基準では、母乳代替食品を、一律に配付したり試供品を提供したりしてはならない等、販売促進に関する基準が定められています。</u></p>

伴走型相談支援 問9～20

9	●	伴走型相談支援として具体的にどのような取組を行うことが必要になるのか。	伴走型相談支援は、市町村の子育て世代包括支援センター（身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点・保育園等への委託も可能）で、全ての妊婦・子育て家庭に対し、妊娠届出時や、妊娠8か月頃、更には出生届出後に、アンケートや子育てガイドを活用しつつ、出産・育児等の見通しを一緒に確認する面談を実施し、その後もプッシュ型で子育て関連のイベント情報を届け、相談の随時受付等を継続実施することを通じ、関係機関とも情報共有しながら、両親学級、産後ケア、一時預かりや家事支援サービスなどの必要な支援につなぐことが必要となります。（12/26 自治体説明会資料のP16～P34をご確認ください。）
10	●	伴走型相談支援において面談等の実施機関はどこか。	実施機関は、市町村の子育て世代包括支援センターや、同センターから委託を受けた民間法人が実施する地域子育て支援拠点、保育園・幼稚園・認定こども園等になります。（12/26自治体説明会資料のP17をご確認ください。）
11	●	伴走型相談支援において面談等を実施する者は保健師等の専門職であることが必要か。	面談等の実施者は、市町村（子育て世代包括支援センター等）の保健師・助産師等の専門職以外にも、一定の研修を受けた一般事務職員・会計年度任用職員等が実施することとしています。また、身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点・保育園等の、一定の研修を受けた保育士・利用者支援専門員・子育て支援員等が実施することも可能です。（実施要綱P6参照）
12	○	伴走型相談支援の面談実施者として、「一定の研修を受けた」者とあるが、どのような研修を想定しているのか。伴走型相談支援のための研修を国が用意するのか。	12/26自治体説明会資料のP17に記載の「一定の研修」とは、利用者支援事業の基本型を実施する利用者支援専門員になるために受講が必要な「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）の利用者支援事業（基本型）」や、地域子育て支援拠点で子育て支援員になるために受講が必要な「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）の地域子育て支援拠点事業」を想定しており、この枠組みを活用して研修を受講していただくことを想定しています。

12-2	◎	面談等の実施者として、「一定の研修を受けた者」が示されているが、本要件は必須事項か。	伴走型相談支援の面談実施者については、対人援助を行うに当たり、子育て家庭、援助原理、子育て支援制度等に対する理解に係る一定の知識が求められるため、伴走型相談支援を担当する一般事務職員・会計年度任用職員等については問12の研修を受けた者であることを推奨します。なお、問12の研修のうち、実技や実習を伴う専門研修のすべての科目を修了していることまでは求めておらず、例えば、基本研修の修了のみの方や、地域子育て支援拠点で子育て支援員ではなかったが勤務経験があるなど求められる一定の知識のある方であれば、「一定の研修を受けた者」とみなしていただいて差し支えありません。
13	○	伴走型相談支援について、NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託が推奨されているが、これにどの程度従う必要があるか。市町村判断ということによいか。	各市町村における人員体制や地域資源の状況等は様々であることから、委託するかどうかについては、そうした地域の実情に応じ、各市町村でご判断いただくことになります。 一方で、市町村の子育て世代包括支援センターと地域の関係機関とが密に情報共有・連携しながら、伴走型相談支援の体制を構築することで、その地域の子育て支援力の底上げが図られ、全ての妊婦・子育て家庭のさらなる安心につながるという観点からは、NPO等の民間法人が実施する地域の関係機関と協働する形での事業実施を是非ご検討いただきたいと考えています。
14	●	面談は誰に対して行うのか。	① 妊娠届出時 妊婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨） ② 妊娠8か月前後 妊婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨） ③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間 産婦または出生したこどもを養育する者（父親・同居家族も一緒に面談することを推奨） （12/26自治体説明会資料のP7、P16をご確認ください。）
15	○	妊娠届出時の面談については、いつまでに実施することが必要か。	妊娠届出時の面談については、妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立てて必要な支援につなげることや、5万円相当の出産応援ギフトを支給するきっかけとなることから、妊娠届出時とは別に面談を実施する場合でも、妊娠届出後、なるべく早い段階で面談を実施することが望ましいと考えています。
16	○	面談の際に使用するアンケートや子育てガイドについては、自	【アンケートについて】 ※12/26自治体説明会資料のP26～P29をご確認ください。 妊娠届出時の面談、出生届出後の面談においては、引き続き、現在使用しているアンケー

		<p>治体で既に使用しているアンケートやセルフプランを活用することとしてもよいか。</p>	<p>トを活用し、その回答結果を面談時等に活用してください。</p> <p>一方で、妊娠8か月頃面談に使用するアンケートについては、国において示しているアンケートのひな形も踏まえて作成してください。なお、すでに類似のアンケートを作成している場合は、それを活用いただくことも差し支えありません。</p> <p>なお、妊婦・子育て家庭に対しては、様々な関係者がアンケート等を実施しておりますが、本事業により、関係者の情報共有や連携の推進が期待されます。</p> <p>【子育てガイドについて】 ※12/26 自治体説明会資料の P30、P31 をご確認ください。</p> <p>12/26 自治体説明会資料の P30、P31 にひな形をお示ししていますが、必ずこの体裁にする必要はなく、既に各自治体の創意工夫に基づいた子育てガイド等を使用されている場合は、当該ガイドを活用していただいても差し支えないと考えています。（この場合、ひな形にはあって、各自治体で活用されているガイドにはない項目（特に仕事関係）があれば、当該項目等の追加修正についてご検討いただきたいと考えています。）</p> <p>一方で、子育て世代包括支援センターガイドラインでお示ししている「セルフプラン」どおりのものを活用されているという場合には、この機会に内容を再点検いただき、各自治体の創意工夫に基づき、ひな形に列記している要素はなるべく全て盛り込むことも含めて、住民にわかりやすい形になるように検討いただきたいと考えています。</p>
16-2	◎ ◆	<p>ぴったりサービスを使って妊娠届出を行う際、現在国の示す標準様式は妊娠届出のみで、アンケートの記載ができない。各自治体で独自様式を登録し、使用するには大変手間がかかるため、妊娠届出様式にアンケートも追加し、全国統一の様式を標準様式としてもらえないか。</p>	<p>電子申請により妊娠届出のみを受け付けている場合は、アンケートは妊娠届出と別途行ってください。なお、本事業においては妊娠届出時においてアンケートを活用して面談を実施することから、この場合のアンケートや面談の実施方法については各市町村においてよく検討してください。</p> <p><u>なお、アンケートの様式については、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱の別添様式をご参考としてください。</u></p>
16-3	◎ ◆	<p>子育てガイドは妊娠期から子育て期にかけてのセルフプランと</p>	<p>本事業で活用する子育てガイドについては、全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産や育児の見通しを寄り添って立てるために活用するものです。</p>

		なっているが令和6年度よりこども家庭センターが作成することとしているサポートプランと両方作成する必要があるのか。	サポートプランについては、母子保健サービスや子育て支援施策について、支援を必要とする妊産婦・子育て世帯・こどもに確実に支援を届けるため、支援を要するこどもや妊産婦等について市町村（こども家庭センター）が作成するものであり、 その運用については今後別途お示しする予定です。
16-4	◎	妊娠中や出産後の働き方・休み方に関する相談や育児休業給付・再就職に関する相談があれば労働関係のどこの窓口を案内するべきか。	<p>妊娠・出産・育児期の働き方・休み方（産前産後休業、母性健康管理、育児休業、短時間勤務など）についての相談は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）を案内してください。特に、「希望どおり育児休業などが取得できない」、「職場に妊娠を伝えたら退職を強要された」、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを受けた」などといった悩みが聞かれる場合には、育児・介護休業法等の法律に基づき労働局で相談対応や行政指導、トラブルの解決援助などを行っていることを伝えてください。</p> <p>また、育児休業給付や再就職についての相談は、ハローワークの窓口を案内してください。</p> <p><相談窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県労働局雇用環境・均等部（室） https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf ○ハローワーク https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前産後休業、母性健康管理について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html ・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html ・育児休業、短時間勤務、残業免除などについて https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

			<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業給付について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html
17	●	面談は対面で実施することが必要か。	<p>表情を見て雰囲気を感じ取る観点、顔の見える関係づくりの観点から、以下を原則とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面による面談 ・SNS やアプリ等でのオンライン面談（画面上で対面） <p>※ 妊婦側にやむを得ない事情がある場合は、アウトリーチ型（自宅訪問）による面談が望ましい。それもできない場合はアンケート回答と電話による確認も可。 （12/26 自治体説明会資料 P16～20 をご確認ください。）</p>
17-2	◎	面談は集団による対応でも良いか。	<p>面談の敷居が高まらないような創意工夫の取組として、各市町村の判断により、面談を集団で実施することも考えられますが、面談対象者によっては、集団での面談は敷居が高く、個別面談の実施を希望する方もいらっしゃる事が想定されるため、そうした面談対象者の意向を十分に踏まえた上で、柔軟な運用を実施していただきたいと考えています。</p>
17-3	◎	3回の面談でそれぞれ異なる者が面談を担当しても良いのか。	<p>担当保健師のように、妊婦・子育て家庭に担当制を敷いて、1人の担当者が継続的に面談等を実施することが可能な自治体においては、そのような対応を行うことが望ましいと考えています。一方で、自治体における妊娠届出数・出生数や人員体制等の状況は様々であることに鑑みれば、必ずしも、3回の面談を同じ担当で実施することが可能とは考えておらず、異なる担当者が、当該妊婦・子育て家庭の面談記録などの情報の引継ぎを徹底するなどにより、柔軟に対応していただいても差し支えないと考えています。</p>
18	○	妊娠8か月頃の面談は全員に対して行う必要があるのか。また、必ず8か月頃に実施しないといけないのか。（例えば6か月頃などでもいいのか）	<p>妊娠8か月頃の面談は、面談を希望する妊婦等のみの実施で差し支えありません。一方で、全ての妊婦にアプローチする観点から、全ての対象者に面談の案内文とアンケート用紙を送付し、一定の期間提出のない妊婦に督促するなどし、アンケートの回答は全て回収いただきたいと考えています。なお、アンケートの送付時期は必ずしも7か月頃とする必要はなく、自治体の判断で例えば妊娠届出時に渡すなど柔軟に取り扱って差し支えありません。</p> <p>国としては、妊娠8か月は、出産間近で産後のことを考え始める時期で、産前休暇に入り面談の時間をとりやすい時期であり、出産に向けてより具体的な準備に入ったり、人によっては不安を感じたりするタイミングと考えて設定していますが、各自治体のこれまでの取</p>

			<p>組を活かしながら、自治体の判断で、例えば「妊娠6か月以降面談」として、幅を持たせて面談の2回目と位置づけていただいても差し支えはありません。</p> <p>(12/26 自治体説明会資料 P19 をご確認ください。)</p>
18-2	◎	<p>妊娠7か月頃に送付するアンケートへの回答は、書面ではなく電話やウェブサイトで受け付けてもよいか。</p>	<p>当該アンケートについては、必ずしも書面ではなく、電話でのやりとりやウェブサイトを利用した方法でも差し支えありません。ただし、特に電話でアンケートの回答を受け付けた場合には、回答結果を記録として残し、関係機関と共有できるようにし、必要な支援につなげる際に活用できるようにしてください。</p>
18-3	◎	<p>妊娠届出時、妊娠8か月頃、出生届出後の面談の前に行うアンケートについて、自治体で保管し、回答結果を国に報告する必要があるか。また、その予定はないか。</p>	<p>アンケートの回答や面談の内容については、関係機関と共有し、必要な支援につなげるという趣旨で記録に残していただきたいと考えますが、それを国に報告していただくことは現時点では想定していません。</p> <p>事業終了後の実績報告においても、当該記録を求める予定はありません。</p>
18-4	◎	<p>妊娠8か月頃のアンケートを提出しない妊婦の中には、流産等をしている者もいると考えられるが、必ず回答の提出を求めなければならないのか。</p>	<p>全ての妊婦にアプローチする観点から、全ての対象者に面談の案内文とアンケート用紙を送付し、一定の期間提出のない妊婦には再度連絡を取るなどし、ご指摘のようなケースを除き、アンケートの回答は全て回収できるよう努めていただきたいと思います。なお、再度の連絡等により、ご指摘のようなケースであることを把握した場合には、<u>問41</u>に記載のきめ細やかな配慮を行っていただくようお願いします。</p>
19	○	<p>出生届出後の面談はいつまでに行う必要があるのか。新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問を活用してもいいのか。</p>	<p>原則として、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の期限である生後4か月以内に面談を行っていただくことを考えています。</p> <p>新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問を活用していただいて差し支えありません。</p> <p>出生届出時に面談することも可能ですが、産褥期（産後6～8週間）で安静が必要な母親よりも、その夫等が土曜日に開庁している窓口に来る場合も想定されることに留意が必要です。</p> <p>出生後は、</p> <p>① 遅くとも、生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に市町村の保健師、助産師等が訪問する乳児家庭全戸訪問の機会に面談を実施いただきたい一方、</p>

			<p>② それまでの間であれば、例えば、生後 28 日以内に市町村の保健師、助産師が訪問する新生児訪問指導など、各市町村の事業により産後に産婦等と接触する機会を、各当該市町村の判断で、本事業の面談の機会としていただくことが可能です。</p> <p>なお、市町村から本事業の委託を受けた地域子育て支援拠点の子育て支援員等が伴走型の相談支援を担当している場合は、</p> <p>① 市町村と密に連携し、当該子育て支援員等が新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問に同行訪問し、その場で本事業の面談を実施したり、</p> <p>② 委託を受けた地域子育て支援拠点において、生後 2～3 か月児のいる親子を対象とした交流イベントを案内し、交流イベント終了後に面談を実施したりするなど、地域の創意工夫に基づき、柔軟に実施いただきたいと考えています。</p>
19-2	◎	出生届出後の面談は乳児健診時に行ってもよいか。その際、面談を産科医療機関に委託することは可能か。	<p>伴走型相談支援の出生届出後の面談で実施いただきたい内容（産後の育児の見通しの確認、利用したい子育て支援サービス（一時預かりや家事支援サービス等）や仕事関係の手続きの確認など）を 3～4 か月の乳児健診時に産科医療機関で実施する前提で当該医療機関との契約が可能であれば、当該機会を活用して、出生届出後の面談を産科医療機関に委託していただいても差し支えありません。</p>
19-3	◎	出生届出後の面談に当たって、こどもの様子を確認する必要があるか。	<p>伴走型相談支援における出生届出後の面談は、あくまで、産婦又はこどもを養育する者と面談し、育児等の見通しを一緒に確認していただくことを想定しているものであり、必ずしもこどもの様子を確認することまで求めるものではありません。</p> <p>一方で、<u>問 19</u>でお示ししているとおり、新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問など、産婦等と接触する機会を当該面談の機会としていただくことを想定しているため、その既存事業の中で、乳児の様子を確認することになるものと考えています。</p>

20	◎	妊娠届出時の面談で、マイナンバーカードの交付申請やマイナポータルによる公金口座登録の方法を案内することが推奨されているが、この案内はどのような趣旨により実施することとしているのか。	<p>マイナンバーカードを持つことで、マイナポータル（情報提供等記録開示システム）により行政機関から情報を取得することが可能となります（例えば妊婦健診や乳幼児健診、予防接種等の情報については、妊婦等本人がスマートフォンなどで閲覧可能なほか、転居時に他の市町村等への引き継ぎも可能となっています）。</p> <p>また、公金受取口座を登録することで、今後の緊急時の給付金等の申請において、口座情報の提出等が不要となるほか、児童手当などの支給事務に利用することが可能となります。</p> <p>このため、妊娠届出時の面談において、マイナンバーカードの交付申請などの案内を実施していただくことを推奨しています。</p> <p>（12/26 自治体説明会資料の P18 をご確認ください。）</p>
20-2	◎	母子健康手帳に面談の実施に関する記載等の欄を追加する予定はあるか。	<p>本年9月20日に母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会においてとりまとめられた「母子健康手帳の見直し方針について（母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書）」を踏まえて、母子健康手帳の省令様式が改正され、来年度以降配布される母子健康手帳において、地域の子育てに関する相談機関（子育て世代包括支援センター等）に関する記録欄が追加される予定です。伴走型相談支援における面談等の記録についても、当該項目を活用していただくことが想定されます。</p>
20-3	◎ ◆	アンケートや子育てガイドの外国語版は作成するのか。	<p><u>アンケートや子育てガイドの外国語版は市町村で既に利用されているもので対応をお願いします。「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」の別添様式でお示しした様式等を改めて外国語版として作成しませんので、市町村の必要に応じて適宜対応をお願いいたします。</u></p>

出産・子育て応援ギフト（事業開始日以降の対応） 問 21～54

21	○	<p>出産・子育て応援ギフト10万円相当の経済的支援の役割やねらい如何。出産育児一時金の増額との関係如何。</p>	<p>出産・子育て応援交付金による経済的支援（出産・子育て応援ギフト）は、不安感・孤立感を抱く妊婦・子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援と一体的に実施することで、事業の実効性をより高めることをねらいとしており、妊娠期の妊婦健診受診時の交通費等や、出産後に必要なベビー服等の育児関連用品の費用や、産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用者負担に充てていたことを想定し、令和4年4月以降に出産された方を対象に、妊娠届出時と出生届出後を通じて合計10万円相当を支給することとしています。</p> <p>一方で、出産育児一時金は、産科医療機関での出産費用等を支援するものですが、平均出産費用が年々上昇する中で、出産に要する経済的負担の軽減のため、全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で42万円から50万円に引き上げられました。</p> <p>これらの取組により、全ての妊婦・子育て家庭の不安感や孤立感を取り払い、安心して出産・子育てができる環境整備につなげてまいります。</p>
22	○	<p>出産・子育て応援ギフトについて、令和4年4月1日時点で生後1か月のこどもを持つ子育て家庭は対象となるのか。また、令和5年4月1日以降に妊娠された方は対象となるのか。</p>	<p>出産・子育て応援ギフトについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の実効性をより高めるために、相談実施機関へアクセスするきっかけとなる妊娠届出時と出生届出後に実施するという事業の趣旨や、 ・ 令和4年度補正予算案で創設する事業であることに鑑み、 <p>令和4年4月以降に出産された方まで遡及して支給することとしており、ご指摘のような令和3年度中に産まれた方については、支給対象とはなりません。</p> <p>一方、本事業については、切れ目なく継続的に実施していくこととしており、ご指摘の令和5年4月1日以降に妊娠された方については、本事業を継続的に実施する中で、支給対象としていく予定です。</p>

23	◎	<p>出産・子育て応援ギフトの支給対象者は誰か。支給対象者と申請書の申請者は揃える必要があるか。また、出生後の面談対象者と子育て応援ギフトの支給対象者はそろえる必要があるか。例えば父親とだけ面接しても支給可能か。</p>	<p>「出産応援ギフト」は、面談を受けた「妊婦」を対象とし、 「子育て応援ギフト」は、面談を受けた「出生したこどもを養育する者」（以下「養育者」という。）を対象とします。詳細については、実施要綱をご参照ください。</p> <p>なお、出産応援ギフトは「妊婦」を対象とし、子育て応援ギフトは「養育者」を対象としていることから、家族形態によっては、それぞれのギフトの支給対象者が異なる者となる場合もあり得ますが、それぞれの支給対象者とギフト申請書に記載される申請者は揃える必要があります。</p> <p>また、出生届出後の面談を実施した上で支給する「子育て応援ギフト」について、例えば「養育者」が父親のみである場合は、父親と面談後に支給となりますが、「養育者」に産婦である母親が含まれる場合は、母親の出産後の育児の悩みや疲れ等にも寄り添って相談支援を行う事業の趣旨から、母親と面談を行った上で、「子育て応援ギフト」を支給することになります。この際、母親のみならず、父親や同居する家族等と一緒に面談を行うことが望ましく、この場合に一緒に面談を受けた父親名義でギフト申請書を出し、父親にギフト支給することは可能です。</p>
23-2	◎	<p>「面談は不要だが経済的支援は必要」という方についても、面談を経済的支援の必須条件としなければならないのか。</p>	<p>出産・子育て応援交付金による経済的支援は、不安感・孤立感を抱く妊婦・子育て世帯に寄り添う伴走型相談支援と一体的に実施することで、事業の実効性をより高めることをねらいとしており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期の妊婦健診受診時の交通費等や、 ・出産後に必要なベビー服等の育児関連用品の費用や、産後ケア・家事支援サービスの利用者負担等に充てていただくことで必要なサービスにつながりやすくなり、必要な支援が確実に届くようになることで、全ての妊婦・子育て家庭の不安感や孤立感を取り払い、安心して出産・子育てができる環境整備につなげていくためのものです。したがって、対象者に対しては、本事業の趣旨を丁寧に説明し、面談を通じて出産や育児の見通しを一緒に確認した上で、出産・子育て応援ギフトの申請書の提出に基づき、ギフトを支給してください。

24	●	<p>出産応援ギフト・子育て応援ギフトについて、多胎児の場合は、それぞれいくら支給されるのか。</p>	<p>出産応援ギフトについては、その用途として主に想定される妊婦健診受診時の交通費等は、多胎児であるか否かにかかわらずのものであることに加え、妊娠届出時に多胎児であるか否か必ずしも明らかでないことも想定されることから、妊婦1人当たり5万円相当を支給するものとします。</p> <p>子育て応援ギフトについては、その用途として想定される育児関連用品の購入費やサービスの利用料などは新生児の人数に応じて変わるものも多いことから、新生児1人当たり5万円相当を支給するものとします。</p> <p>したがって、多胎児の場合は、出産応援ギフトは5万円、子育て応援ギフトは5万円×人数分となります。(12/26自治体説明会資料のP44、45をご確認ください。)</p>
25	◎	<p>出産応援ギフトについて、妊婦が出産前に死亡した場合の受給権、請求権の相続は発生するのか、考え方如何。</p>	<p>出産応援ギフトの支給対象者は妊婦であるため、面談等を実施する前に妊婦が死亡した場合、ギフトの第三者へ受給権が引き継がれることはありません。一方、妊婦への面談等を実施した場合には、当該妊婦に受給権が発生するため、面談等の実施後、出産応援ギフトの支給前に妊婦が死亡した場合には、ギフトの受給権は民法上の規定により相続されることとなります。</p>
25-3	◎	<p>出産・子育て応援ギフトの支給について、市町村から申請者への支給決定通知は必要か。</p>	<p>国として求めるものではありませんが、市町村として必要と判断される場合には、申請者に対して支給決定通知を発出することは差し支えありません。</p>
26	◎	<p>日本に住民票のある外国籍の者は出産・子育て応援ギフトの支給対象者になるのか。</p>	<p>日本国籍を有する者と同様の要件を満たせば支給対象となります。</p>
27	◎	<p>海外で妊娠して帰国した妊婦は、出産応援ギフトの支給対象者になるのか。</p>	<p>海外で妊娠した妊婦について、出産前に日本に帰国した場合には、居住地の市町村に妊娠届出を提出し、面談等を実施することで、出産応援ギフトの支給対象となります。</p>
28	◎	<p>日本国籍を有し海外で出産して帰国した子育て家庭は、出産応援ギフトと子育て応援ギフトの支給対象者になるのか。</p>	<p>日本国籍を有する者が海外で出産した場合、出生から3か月以内に在外公館に出生届出をすることになりますが、その後日本に帰国した場合には、住民票のある市町村で面談等を受けることで、子育て応援ギフトの支給を受けることができます。なお、この場合の子育て応援ギフトの支給対象は、ギフトの支給に係るこどもが3歳に達する日の前日までの者に</p>

			<p>限ることとし、当該こどもの養育者が面談等を受けた場合にギフトの支給対象となります。</p> <p>また、出産応援ギフトについては、妊娠期間中に海外に居住していた者であっても、日本で妊娠届出をして、面談を受けた方は、出産応援ギフトの支給対象となりますが、それ以外の方は支給対象外となります。</p>
28-2	◎	離婚後 300 日問題等により出生届出が著しく遅延している場合、出生届出があるまで面談や出産・子育て応援ギフトの支給は行わないものと解して良いか。	<p>ご指摘のように出生届出が著しく遅れるようなやむを得ない特別な事情等がある場合には、出生の事実の確認及び産婦との出生後の面談の実施がなされれば、子育て応援ギフト申請書を受け付け、ギフトを支給いただいて差し支えないものと考えます。</p>
28-3	◎	妊婦が未成年の場合、出産応援ギフト、子育て応援ギフトはそれぞれどのように支給するか。	<p>未成年者が婚姻せずに妊娠し、子を出生した場合、その未成年者の親あるいは後見人が親権を代行することになっており、未成年者は親権の行使ができないとされています。</p> <p>一方で、当該未成年者の家族関係や置かれている状況は様々であり、特に父母等と同居していないケースも想定されることから、出産・子育て応援ギフトの支給先については、未成年者の置かれている状況やその父母等との関係や同居の状況等を踏まえて個別の事情に即してご判断ください。</p>
29	●	出産・子育て応援ギフトを出産後にまとめて 10 万円支給することとしてよいか。	<p>出産・子育て応援ギフトについては、事業開始日以降は、妊娠届出時、出生届出後の 2 回に分け、それぞれの面談を実施した上で、出産応援ギフト（5 万円相当）と子育て応援ギフト（5 万円相当）をそれぞれ支給してください。（12/26 自治体説明会資料 P47 をご確認ください。）</p>
29-2	◎	出産応援ギフトについて、妊娠届出時に面談を行った直後には支給せず、妊娠 8 か月頃のアンケート等を実施した後に支給しても差し支えないか。	<p>出産応援ギフトは、妊婦健診時の交通費等に充てていただくことが想定され、妊娠届出時の面談後速やかに支給していただければ、その活用が見込まれることや、相談実施機関へのアクセスのきっかけとなる妊娠届出時の面談後に支給をしていただきたいと考えています。</p> <p>一方、その趣旨を踏まえてもなお、妊娠 8 か月後のアンケート等を実施した後に支給することについて、対象者に対する説明責任を負い、丁寧に説明の上、納得してもらうことを選択する場合は、当該市町村の判断を排除するものではありません。</p>

30	◎	<p>出産応援ギフト、子育て応援ギフトをそれぞれ、さらに分割して支給してよいか。(例えば、妊娠届出時に3万、8か月頃の面談後に2万など)</p>	<p>出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給について、それぞれを更に分割して支給することは排除されませんが、例えば、出産応援ギフトの5万円相当の一部を商品券(クーポン)等で支給した後に転居した場合に、転居先の市町村でのギフトの取扱いが違うことも想定され、残りの一部を支給できない、など、転居者に不利益が生じてしまうことも考えられるため、5万円相当の更なる分割支給を実施する場合には、各市町村において、その旨を対象者にご理解いただく説明責任を負うことも踏まえて、各市町村の判断において取扱いを整理の上、実施していただくこととなります。</p>
31	◎	<p>出産・子育て応援ギフトについて、自治体独自に上乗せで支給することは可能か。</p>	<p>自治体独自に上乗せで支給することは可能です。また、既に、自治体独自にクーポン券の配布や利用料の減免等を行っている場合は、当該独自事業に本事業の出産応援ギフト5万円相当や子育て応援ギフト5万円相当を上乗せして支給していただくこととなります。</p>
32	◎	<p>現在、自治体独自に妊娠時・出産時に経済的支援しているが、この経済的支援の財源を出産・子育て応援交付金に付け替えることは可能か。</p>	<p>既に、自治体独自に妊娠・出産期の経済的支援を実施している場合で、当該自治体で出産・子育て応援交付金事業が開始されたにも関わらず、妊婦・低年齢児(0～2歳)のいる子育て家庭にとって支援が強化されないのは望ましくないことから、基本的に、本事業による出産応援ギフト、子育て応援ギフト分を当該独自事業に上乗せして支給していただくこととなります。ただし、当該独自事業の財源による経済的支援を低年齢児の1歳・2歳児の経済支援に振り替えて実施するなど、国の事業と既存の類似の地方単独事業を合わせて、0～2歳児に焦点を当てて、伴走型相談支援と経済的支援を充実することは可能とすることを考えています。</p>
33	●	<p>出産・子育て応援ギフトの支給方法としてはどのような方法で行うことが可能か。クーポンだけでなく、現金給付も可能か。</p>	<p>子育て支援サービスの利用負担軽減につなげる観点から、各自治体の創意工夫により、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産後ケア、一時預かり、家事・育児支援サービス等の利用料助成・利用料減免 ・ 出産・育児関連用品等の商品券(クーポン)の支給 ・ 妊婦健診の交通費やベビー用品の購入・レンタル費用等の助成 <p>など、幅広い支給方法を選択することが可能です。</p> <p>なお、クーポン等の発行(デジタルによるものを含む)には準備に時間がかかることも想定されるため、出産準備金などの現金給付(キャッシュレスを含む)もオプションとして排除されません。(12/26自治体説明会資料P7、37、P40をご確認ください。)</p>

33-2	◎	<p>出産応援ギフトと子育て応援ギフトで「クーポン」と「現金」それぞれ異なる給付をすることは可能か。</p>	<p>是非とも、ギフトの支給形態から考えるのではなく、地域等の子育て世帯等のニーズや本事業を継続的に実施していくこととの関係を踏まえて総合的に検討いただきたいと考えています。</p> <p>クーポン等による給付は、子育て目的に限定することが可能であり、有効期限を設定することでより消費につながりやすいものと考えています。</p> <p>一方、現金給付については、用途が限定されず、必ずしも子育て目的の消費に充てられないおそれがあり、消費ではなく、貯蓄に繋がる可能性がある、といった指摘もあるところです。</p> <p>このため、現金給付は、クーポン等による給付と比べると、出産育児関連用品の購入や産後ケアや一時預かり等の子育て支援サービスの利用につながりやすくすることや、地域の創意工夫に基づき、地域の商店街店舗を対象とすること等による産業振興、地域の活性化や新たな子育てに関するサービスの創出などにつなげる、といった政策的意義は薄れると考えています。</p>
33-3	◎	<p>出産・子育て応援ギフト支給の要件として、市民税完納の要件をつけることは可能か。</p>	<p>出産・子育て応援ギフトについては、その受給者自らが出産や子育てのために使用できるようにする必要があると考えており、ご指摘のような要件を課すことは適切ではないと考えています。</p> <p>なお、令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律により、出産・子育て応援ギフトについては、差押禁止の対象となる（問8-6参照）ほか、本事業の実施要綱において、クーポンの使用対象外となる商品・サービスの例として国や地方公共団体への支払いを位置づける予定です。</p>
34	◎	<p>子育て応援ギフトを産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用券方式で実施する場合に、家事支援サービス事業者ではなく、家政婦（夫）を求職登録し、利用者とマッチングする紹介事業者と契約して、支援対象</p>	<p>自治体の判断で、利用可能な対象サービスに位置づけていただいて差し支えありません。</p> <p>この場合の当該紹介事業者との事務フローも含めた契約内容についても、各自治体と当該紹介事業者との間で協議の上、適切に対応いただければと考えております。</p>

		サービスに位置づけてもよいか。	
34-2	◎	クーポンを発行する際の利用料助成等の使途として、伴走型相談支援とは別に、市町村以外が提供する相談サービス、例えば、妊娠・授乳中の服薬相談（いわゆる妊娠と薬外来など）や、産後の身体ケア・鍼灸治療などの利用料も対象としてよいか。	地域資源や子育て家庭のニーズ等の地域の実情を踏まえ、市町村の創意工夫に基づいて、お尋ねのようなサービスも、クーポンにおける利用可能なサービスの対象として差し支えありません。
35	●	出産・子育て応援ギフトの支給条件は何か。面談を受けないと支給されないのか。また、情報共有等の同意をしないと支給されないのか。	妊娠届出時、出生届出後にそれぞれ面談を実施し、そのうえで情報共有等の同意欄に署名したギフト申請書とアンケートの回答を提出した方に対して、出産・子育て応援ギフトを支給してください。 (12/26 自治体説明会資料 P7、P36 をご確認ください。)
35-2	◎	出産・子育て応援ギフトについて、災害その他やむを得ない理由により申請期間内に支給の申請ができなかった場合、「申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情」がやんだ後3か月以内なら申請が可能となっているが、具体的にどのような理由か。	「申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情」とは、被災したことにより申請予定者が期限までに申請できない場合のほか、例えば、申請予定者が「長期間の入院をしていた場合」「継続的に海外で生活しており、帰国していなかった場合」「施設に入所していた対象児童を引き取った場合」など、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない事情により申請できなかったと認められる場合を言います。単に申請を忘れていたなどの場合は該当しませんのでご注意ください。 申請予定者からの申請期間以降の支給の申請を受け付ける場合には、具体的な「申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情」の内容と、その理由がなくなった日の確認を行っていただくこととなります。また、二重支給の防止の観点から、申請予定者の過去のギフト受給歴の確認を行っていただくようお願いします（特に、他の自治体から転出してきた場合には、必要に応じて転出元の自治体へもご確認ください）。
36	◎	妊娠届出時の面談等について、	原則として妊娠期間中に面談等を実施した妊婦に出産応援ギフトの受給権が発生するこ

		<p>出産予定日より早く生まれたため、妊娠期間中に面談等が実施できなかった場合、出産応援ギフトの支給を受けることはできないのか。</p>	<p>ととなりますが、妊婦の責めに帰さない事由により面談等を実施できなかった場合には、当該妊婦に出産応援ギフトを支給することとして差し支えありません。</p> <p>なお、お尋ねのケースの場合、妊娠37週未満で生まれた場合には、妊婦の責めに帰さない事由に該当すると判断して差し支えありません。</p>
36-2	◎	<p>妊娠の届出を行わず、妊婦健診も未受診のまま出産する、いわゆる「駆け込み出産」のケースについては、子育て応援ギフトのみ交付することとなるのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、このようなケースについては妊娠届出ができないやむを得ない事情を抱えていることも想定されることから、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合には、出生後の面談を実施した後に出産応援ギフトについても支給して差し支えありません。</p>
37	◎	<p>市販の妊娠判定薬で陽性反応が出た場合も妊娠届出を行うことができるが、このように産科医療機関を受診する前の段階で、妊娠届出が出された場合にも出産応援ギフトを支給してよいのか。</p>	<p>出産応援ギフトについては、妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の事実の確認を行うことを支給要件とすることとします。このため、産科医療機関等を受診する前の段階で妊娠届出が提出された場合には、妊娠届出を受理し、母子健康手帳や妊婦健診受診券を手交することは引き続き可能としますが、伴走型相談支援における妊娠届出時の面談と出産応援ギフトの支給については、上記の支給要件を満たした後に面談等を実施した上で支給いただくこととなります。</p>
38	◎	<p>出産応援ギフトについて、虚偽の妊娠届出を防止するため、どのような対策を講じるのか。ギフト申請時に、妊娠したことの医師の証明書等の提出は必要か。また、妊娠の確認方法は、国として統一的に示すのか。</p>	<p>虚偽の妊娠届出の防止対策としては、妊婦への面談等の実施時に出産応援ギフトの支給要件（産科医療機関等の受診等）を説明し、必要に応じて産科医療機関等に妊娠状況などの確認を行うことについて妊婦から同意を得た上で申請書を提出してもらうことで、虚偽の妊娠届出の抑止につなげていくこととしています。（国としては、医師による妊娠の証明書等の提出までを一律には求めません）。市町村は、例えば、妊娠届出後、妊婦健診を受診していない方を把握した場合などに、必要に応じて産科医療機関に当該未受診者の妊娠事実の確認を行うことなどが考えられます。このことについては、令和4年12月27日に日本医師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会に対して協力依頼を行いました。詳細は、令和4年12月28日付事務連絡「出産・子育て応援交付金事業への協力について（依頼）」を参照ください。</p>

38-2	◎	<p>妊娠届出時の出産応援ギフトについては、「産科医療機関への受診」及び「医師による妊娠の確認」が支給要件となっているが、医師が妊娠していることを判断する時期についての基準はあるか。</p>	<p>出産応援ギフトの支給要件としての「医師による妊娠の確認」については、化学妊娠や異所性妊娠ではないことが確定し、かつ、流産リスクが一定程度低減する時期という観点から、医師が胎児心拍を確認した又は出産予定日を確定したことを目安として判断していただきたいと考えています。</p> <p>また、低所得の妊婦である場合は、必要に応じ、当該妊婦に対する初回産科受診料の補助等の対応をお願いします。</p>
38-3	◎	<p>市町村が医療機関に妊娠の確認の照会をする場合やその他の伴走型相談支援の実施に必要な情報の提供を求める場合に、どのような手続が必要か。</p>	<p>市町村が出産応援ギフト申請者の情報を随時・個別に医療機関に確認しようとする場合は、医療機関からの求めに応じて、ギフト申請時に提出される同意書を提示する方法が考えられます。</p> <p>また、市町村が、出産応援ギフト申請者が妊婦健診を受診する予定の医療機関等を申請時に把握する場合は、当該医療機関に対して、あらかじめ同意書を取りまとめたうえで提示し、必要な情報について随時の情報提供を求める方法も考えられます。</p>
39	◎ ◆	<p>商品券（クーポン）で支給する場合、有効期間の設定について、どのような取扱いとなるか。</p>	<p>本事業による出産・子育て応援ギフトは、妊娠中に想定される妊婦健診受診時の交通費等に要する費用や、出産後、新生児の育児に必要なベビー服等の育児関連用品の費用や産後ケア・家事支援サービス等の利用者負担等に充てることが想定されることを踏まえ、商品券（クーポン）の期限については各自治体において適切に設定ください。</p> <p>なお、商品券やギフト券、プリペイドカード、電子マネー等の前払式支払手段について、<u>国や地方公共団体等以外の主体が</u>、発行の日から6か月を超える期限を設定して発行する場合は、資金決済に関する法律の適用を受けるとなり、発行保証金の供託等の手続が必要になることにご留意ください。</p> <p>※同法第4条では、国や地方公共団体等が発行する商品券等や発行の日から6か月内に限って使用できる商品券等については同法の適用を受けないこととなっている。地方公共団体が<u>クーポン発行等を業者に委託することで、直ちに、適用除外が外れるわけではありませんが、</u>関係団体等への補助や出捐等により<u>全く関与しない方法等</u>で発行する場合のクーポン等については、同法の適用除外となるかどうかは、各財務局・財務事務所にお問い合わせください。</p>

39-2	◎	<p>転入前市町村で交付を受けたクーポン券が、転出後に利用不可能な場合であっても、転出後の自治体で再度交付金は受けられないとの認識でよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
39-3	◎	<p>現金以外の電子クーポン等により出産・子育て応援ギフトを支給する場合における予算執行上の留意点はどのようなものがあるか。</p>	<p>ギフト対象者に配付した電子クーポン等の額面の合計ではなく、ギフト対象者の利用に応じて電子クーポン等対象店舗等に支払った金額が市町村としての執行額となることに留意してください。</p> <p>特に電子クーポン等の発行や対象店舗等への支払いを事業者に委託し、換金原資を自治体から委託事業者に概算払いする場合については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した商品券等の配布事業等において、使用期限までに住民等により商品券等が使用されなかったことなどにより生じた未換金相当額等について、自治体と業務委託事業者との間で精算する取扱いになっておらず、業務委託事業者に未換金相当額が滞留した事案があったことを受け、会計検査院から会計検査院法第36条に基づく改善処置の要求がされていることに留意が必要です。</p> <p>当該改善処置では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未使用分の電子クーポン等に係る未換金相当額が業務委託事業者等に滞留することがないようにする ・電子クーポン等の使用期限を設ける ・電子クーポン等の使用実績を把握する <p>など、適切な措置を講ずることが求められており、本事業においてもこれを踏まえ、各自治体においては適切に対応するようにしてください。</p> <p>また、本交付金の確定については別に定める日までに事業実績報告書を提出することとされていますが、その際に出産・子育て応援ギフトの未換金相当額等を含めず精算するとともに、当該未換金相当額等の返還手続きをお願いします。さらに、本交付金の確定後に未換金相当額が判明した場合においても国への返還手続きが必要となりますが、返還時期や方法については適宜ご相談ください。</p>

39-4	◆	<p>電子マネーで支給したギフトと、支給対象者が別に取得した電子マネーが混在し、支給したギフトの使用額を把握することが困難な場合、実績報告及び精算はどのようにすれば良いか。</p>	<p>出産・子育て応援ギフトを電子マネーで支給し、支給対象者が既に電子マネーとして保有している金額と混在する場合など使用額を管理することが困難な場合は、現金と同様にギフトの支給時点で執行した取り扱いとして差し支えありません。</p>
39-5	◆	<p>クーポン等の発行を委託業者に委託し、委託業者がクーポン等販売業者からクーポン券等を調達する方式で申請者に給付しているが、民間事業者が発行するクーポン等は個人情報の取扱い等やシステムの運用上、使用額の把握が困難な場合があり、実績報告及び精算はどのようにすればよいか。</p>	<p>委託業者がクーポン等販売業者からクーポン等の調達及び申請者へ発行を行う場合、委託業者の調達時点でクーポン等販売業者へ5万円相当を支払い、その実績をもって市町村に請求をするものと考えられます。</p> <p>この場合、申請者に5万円相当のクーポン等が発行された時点で執行した取り扱いとして差し支えありません。</p>
39-6	◆	<p>発行するクーポン等と自己資金が混ざらず、使用実績の管理が可能な場合の実績報告及び精算はどのようにすればよいか。</p>	<p>問 39-5 とは異なり、使用実績の管理が可能な場合は、ギフト対象者の利用に応じて電子クーポン等対象店舗等に支払った金額が市町村としての執行額になりますので、予算執行額に基づき、実績報告をしてください。</p>
40	◎	<p>現金で支給する場合、ギフト申請書に口座情報を記載することも想定しているのか。この場合、申請者と口座名義人が異なってもいいかどうかは、市町村の判断か。</p>	<p>ギフト申請書に口座情報の記入欄を設けるか、ギフト申請書とは別に口座情報の記入様式を設けるか、その手法はどちらでもよいと考えておりますが、口座情報の記入を求める場合は口座情報を証明できる書類の提出も求める必要があります。</p> <p>また、ギフトの申請者と支給を受ける口座の名義人は同一であることが望ましく、異なる場合は申請者から口座名義人への委任状を提出させるなど、委任を担保していただくことが望ましいと考えます。</p>

40-2	◎	現金による支給を想定した場合、児童手当等の口座情報を用いて支給することは想定しているか。	各市町村にて適切にご判断ください。
41	○	出産応援ギフトについては、流産・死産となった場合でも支給対象になるのか。面談は必要か。	<p>妊娠届出後、面談前に流産・死産となった場合でも、出産応援ギフトの支給対象です。この場合は、面談を実施せずに、出産応援ギフトの申請書の提出のみをもって、支給することができます。この場合のギフトは、流産・死産となった方も使用できるような内容とすることが望ましいと考えています。</p> <p>流産・死産となった場合には面談は不要としていますが、各市町村におかれては、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について（令和3年5月31日付通知）、不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について（令和4年4月8日付事務連絡）を踏まえ、例えば出産応援ギフトの郵送時に相談窓口やピアサポートを案内するなど、きめ細やかな配慮を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、同通知でも示したとおり、流産・死産をされた方も、産後ケア事業や産婦健康診査事業等の対象となります。また、妊娠12週を超えている場合には、出産育児一時金等の対象となります。</p> <p>流産・死産等を経験された方への相談支援等を行う都道府県等の相談窓口については、厚生労働省のウェブサイト上にも公開しております。</p> <p>■厚生労働省ウェブサイト 流産・死産等を経験された方へ (URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27342.html (問42、43と共通)</p>
41-2	◎	妊娠届出をした後、流産し、再度、年度内に妊娠届出をした場合、妊娠届出時の給付金は両方も該当するのか。(支給回数の上限はないのか。)	妊娠1回につき5万円相当の出産応援ギフトを支給することとしており、回数の上限はありません。

42	○	出産応援ギフトについては、中絶した場合でも支給対象となるのか。面談は必要か。	妊娠届出後に面談を受け、その後人工妊娠中絶した場合は、出産応援ギフトの対象となります。
42-2	◎	妊娠届出時の面談で人工妊娠中絶の意思を明確にしている場合も出産応援ギフトの対象となるのか。	妊娠届出時の面談で人工妊娠中絶の意思が確認できた方についても、面談を受けた方には出産応援ギフトを支給して差し支えありません。このようなケースについては、面談後、専門的な知見に基づく支援につなげることこそが重要であり、ギフト支給をきっかけに、妊娠届出にきてもらい、このように必要な支援につながることも、今回の交付金事業で期待される副次的効果に当たります。
43	◎	子育て応援ギフトの支給対象について、母体内での死亡による死産の場合は対象になるのか。また、出生したが、出生直後に心拍が確認できない等でこどもが死亡した場合も支給対象となるのか。仮に支給対象となる場合、面談は必要か。	胎児が死産した場合は、出生届出がされないため、子育て応援ギフトの支給対象とはなりません（なお、出産応援ギフトの支給を受けることは可能です）。 一方、出生後に死亡した場合は、出生届出と死亡届出がなされることとなりますが、この場合は子育て応援ギフトの支給対象となります。出生後、面談等の実施前にこどもが死亡した場合でも、面談等を実施することなく子育て応援ギフトを支給して差し支えありません。 なお、死産やお子さまとの死別を経験された方の辛いお気持ちや悲しみに配慮し、適切な対応をお願いします。
44	◎	妊娠届出又は出生届出を出し、面談を受けた後、出産・子育て応援ギフトの支給前に市外への転出した場合、転出元、転出先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	面談実施後、出産・子育て応援ギフトの支給前に転出した方については、その方の希望に応じて、転出元市町村又は転出先市町村に対して申請いただくこととなります。なお、転出元市町村からの出産・子育て応援ギフト支給を希望する者については、転居後であっても支給して差し支えありません。 また、本人の希望により転出先市町村が支給する場合には、転出先市町村で再度面談を実施し、申請者がすでに出産・子育て応援ギフトを受け取っていないことを申請書により確認した上で支給することとなります。
45	◎	妊娠届出又は出生届出を出した後、面談を受ける前に市外への転出した場合、出産・子育て応援ギフトは、転出元、転出先のどち	面談実施がギフト支給の起点となることから、本人からの申し出に応じて、転出先の市町村において面談を実施し、転出先の市町村から支給する必要があります。

		らの市町村から支給する必要があるのか。	
46	◎	転出元、転出先の両方の市町村から、出産・子育て応援ギフトを二重に支給されることを防止するために、どのような対応を行う必要があるか。仮に、転出元市町村に照会する場合、文書による照会を行う必要はあるか。また、仮に二重支給が発覚した場合、債権回収する必要があるか。	<p>支給対象者が引越しをした場合において、二重支給を防止する観点から、「出産・子育て応援ギフト申請書」に、「他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産・子育て応援ギフトの支給を受けていない」ことについて、「支給状況などについて他の自治体に確認することがある旨の記載を確認の上、チェック欄に記入してもらうことで、不正受給の抑止につなげていくこととしています。</p> <p>なお、転出元市町村に照会する場合に、国として一律に文書による照会を求めるものではないと考えており、文書による照会が必要かどうかについては、当該市町村間で事案の具体的な事情に即して適宜個別にご判断いただきたいと考えています。</p> <p>また、上記対策を講じてもなお、仮に二重支給が発覚した場合には、基本的には不当利得として返還を求めることとなると考えますが、事案の具体的な事情に即して適宜個別にご判断いただきたいと考えています。</p>
46-2	◎	「他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び市町村の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意」について、必ず書面による署名を得る必要があるか。電子申請でチェックをしてもらう等で同意とみなして良いか。	電子申請の方法により申請者の同意を得ていただいて差し支えありませんが、必ずその真正性が担保できるような方法で行ってください。
47	◎	里帰り出産をした方に対しては、子育て応援ギフトは里帰り元、里帰り先のどちらから支給することとなるのか。里帰り先で面談（新生児訪問等を実施す	<p>里帰り出産をした方に対しては、里帰り先ではなく住民票のある市町村において面談を実施し、子育て応援ギフトを支給してください。</p> <p>なお、里帰り先で面談を受ける場合（里帰り先で新生児訪問等を実施する場合）においても、子育て応援ギフトは住民票のある市町村で支給していただくこととなります。この際、住民票のある市町村と里帰り先の市町村で適宜情報の連携・共有を図っていただくことと</p>

		る場合)を受けた場合の子育て応援ギフトの支給は、里帰り先の市町村と住民票のある市町村のどちらで対応するのか。	なります。
48	◎	DV を理由に避難している妊婦で、住民票を元の住所地から移動していない場合、現在生活している避難先の市町村で面談を実施し、出産・子育て応援ギフトの支給を行うことができるか。	DV を理由に避難している方であっても、避難先の市町村において面談を実施した場合、当該避難先の市町村で出産・子育て応援ギフトの支給を行うことは可能です。 なお、その際には現住所地を確認出来る書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を確認するなどしたうえでご対応いただくようお願いします。
49	◎	DV 以外の事情で、やむを得ない理由で現在生活している市町村に住民票がない妊婦について、出産・子育て応援ギフトの支給は住民票がある市町村が行うのか。	DV を理由に避難している方と同様に、やむを得ない理由がある場合には、生活している(住民票のない)市町村において面談を実施した場合、当該市町村で出産・子育て応援ギフトの支給を行うことは可能です。 なお、その際には現住所地を確認出来る書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を確認するなどしたうえでご対応いただくようお願いします。
49-2	◎	福島県外に避難している妊産婦について、母子手帳交付は原発避難者特例法により避難先自治体で対応しているため、避難元自治体では妊婦の人数が把握できていない。避難先・避難元のどちらが主体となって経済的支援、伴走型支援を実施するか。またその際の予算関係の手続きはどうか。	問 49 に記載のとおり、DV を理由に避難している方と同様に、やむを得ない理由がある場合には、生活している(住民票のない)市町村において面談を実施した場合、当該市町村で出産・子育て応援ギフトの支給を行うことは可能です。 なお、その際には現住所地を確認出来る書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を確認するなどしたうえでご対応いただくようお願いします。

49-3	◎	妊娠届出時、出産応援ギフト申請書に「希望しない」として提出した後、転出先の自治体で、「転入前自治体で妊娠届け出は提出したが、出産応援ギフトは申請していない」とし、申請することは可能か。	可能です。住民票のある転出先の市町村において、面談を実施いただければ、出産応援ギフトを支給していただくこととなります。
50	◎	父母が離婚協議中などにより別居している場合の取扱い如何。	父母が離婚協議中で別居している場合には、養育者（子どもと同居している方優先）が面談を実施後、申請することにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。
51	◎	出生直後に子どもが里親委託や施設入所（乳児院に措置）となった場合、親に対して支給はなされるのか。あるいは里親や施設に支給されるのか。面談後の場合はどうか。	出生直後に子どもが里親委託された場合は、里親からの申請に基づき子育て応援ギフトを支給することが可能です。 一方で、出生直後に子どもが施設入所となった場合、当該施設は子育て応援ギフトの支給対象外となります。 なお、出生直後に実親と面談し、子育て応援ギフトを支給した後に里親委託された場合は、当該里親に子育て応援ギフトを支給することはできません。一方で、当該里親の孤立感・不安感を取り払うため、当該里親は伴走型相談支援の対象となりますので、当該里親とも面談を実施するようお願いします。
52	◎	出生直後に子どもが児童相談所により一時保護となった場合、親に対して支給されるか。	出生直後に子どもが児童相談所により一時保護となった場合は、養育者と面談実施後、養育者から申請をすることにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。
53	◎	出生直後に子どもが施設入所し、その後に入所措置が解除されて自宅に帰った場合、親に対して支給はなされるのか。	出生直後に子どもが施設入所し、その後3歳に達する日の前日までに入所措置が解除されて自宅に帰ってきた場合、養育者からの申し出を受けて、面談を実施した場合に、ギフト申請をすることにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。
53-2	◎	子育て応援ギフトについて、特別養子縁組や普通養子縁組の養親も交付対象者となるか。	対象となります。

54	◎	<p>出生届出後の面談の事務を、身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園・幼稚園・認定こども園に委託する場合、子育て応援ギフトの支給は誰がどのように行えばよいか。</p>	<p>地域子育て支援拠点などに面談等の実施を委託している場合に、子育て応援ギフトの支給事務も委託するかどうかについては、各市町村の実情に応じて判断していただいて差し支えありません。ギフトの支給事務を委託しない場合は、例えば、委託先での面談実施時にギフト申請書を対象者に渡し、市町村窓口で郵送等により提出することを案内する方法が考えられます（この場合、市町村は申請者が委託先において面談等を実施したことを確認した上で、ギフトの支給を行うこととなります）。</p> <p>また、ギフトの支給事務も委託先に委託する場合は、例えば、面談等の実施時にその場でギフトを渡すなどの方法が考えられます（この場合、委託先はギフトを渡した実績を管理し、市町村に共有・連携することで、市町村においてギフトの支給管理を行うこととなります）。</p>
54-2	◎	<p>出産・子育て応援ギフト申請書の様式について、昨今、妊娠届出時と出生届出時で「苗字」と「住所」が異なるケースが多くある。「旧姓」「旧住所」等の記載が必要ではないか。</p>	<p>ギフト申請書に、「旧姓」「旧住所」の記載欄についても、必要に応じて設けていただいて結構です。</p>

出産・子育て応援ギフト（経過措置の対応） 問 55～63

55	●	事業開始日前に妊娠届出をし、事業開始日以降に出産した場合は、どのような手続で出産・子育て応援ギフトを支給するのか。	<p>事業開始日時点の住民で妊娠中の方（事業開始前に妊娠届出をした方で出生届出をしていない方）については、各市町村の置かれている様々な実情に応じ、自らの判断で、以下のA、Bどちらかの手法での支給を選択可能です。</p> <p>A 出産までアプローチはせず、出産後に面談を実施し、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」をまとめて支給</p> <p>B 事業開始後に、妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する場合は、①出産応援ギフトを支給する旨の案内、②出産応援ギフト申請書、③アンケートを送付し、申請書（支給希望有かつ支給歴なし。同意欄に署名有）とアンケートが返ってきた方に対し、「出産応援ギフト」を支給 （12/26 自治体説明会資料 P47 をご確認ください。）</p>
56	◎	遡及適用の支給対象は、令和4年4月以降の出生となっているが、令和4年4月1日に出生した場合も支給対象ということによいか。	お見込みのとおりです。
57	◎	令和4年4月以降、事業開始日前に海外で妊娠して帰国した妊婦は出産応援ギフトの支給対象者になるのか。	事業開始日前に海外で妊娠し、日本に帰国した場合にも、事業開始日以降にアンケート等を実施することで、出産応援ギフトの支給を受けることができます。
58	◎	令和4年4月以降、事業開始日前に海外で出産して帰国した子育て家庭は、出産応援ギフトと子育て応援ギフトの支給対象者	<p>事業開始日前に海外で出産し、日本に帰国した場合（一時帰国を除き、日本国内に住民票を有する者に限る）にも、事業開始日以降にアンケート等を実施することで、子育て応援ギフトの支給を受けることができます。</p> <p>また、出産応援ギフトについては、妊娠期間中に海外に居住していた者であっても、日本</p>

		となるのか。	で妊娠届出をした方は、出産応援ギフトの支給対象となりますが、それ以外の方は支給対象外となります。
58-2	◎	遡及支給妊婦について、妊娠の届出を行わず、妊婦健診も未受診のまま出産する、いわゆる”駆け込み出産”のケースについては、子育て応援ギフトのみ交付することとなるのか。	<p>妊娠届出をせず出産した時点で本事業が開始していなかった場合には、やむを得ない事情により妊娠届出をしていなかったものと解して、子育て応援ギフトに加えて出産応援ギフトを支給して差し支えありません。</p> <p>一方、妊娠届出をせず、本事業開始後に出産した者については、妊娠届出ができないやむを得ない事情を抱えていることも想定されることから、やむを得ない個別の事情がある場合には、出生後の面談を実施した後に出産応援ギフトについても支給して差し支えありません。</p>
59	●	令和4年4月以降、事業開始日前に出生している場合は、どのような手続で出産・子育て応援ギフトを支給するのか。この際の出産応援ギフトと子育て応援ギフトの申請者は誰になるのか。	<p>事業開始日時点で住民の方のうち、こどもの誕生日が令和4年4月から事業開始前日までの方をリストアップし、当該リストに掲載される養育者に対し、①出産・子育て応援ギフトを支給する旨の案内文、②出産・子育て応援ギフト申請書、③簡易アンケートを送付し、②と③が返ってきた方に対し、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括で支給してください。この際、③は、本事業の実施要綱案の別添様式第4号を参考として市町村が定める出産後の方へのアンケートのみを送付してください。</p> <p>各ギフトの申請者は、それぞれのギフトの支給対象者となります。なお、支給対象者は、出産応援ギフトは妊婦、子育て応援ギフトはこどもを養育する者としております。</p>
60	◎	令和4年4月以降に出生し、事業開始日前に死亡したこどもがいた場合も、「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」の一括支給の対象なのか。もし対象である場合に、どのような対応をすればよいか。	<p>令和4年4月以降に出生したこどもが、当該市町村の事業開始日前に死亡するケースについても、「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」の一括遡及支給の対象となります。</p> <p>具体的には、令和4年4月1日から事業開始前日の間に提出された死亡届出の情報の中から、令和4年4月1日以降に生まれたこどものいた世帯を抽出し、当該世帯に「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」の遡及支給の案内を行っていただくことが考えられます。</p>
61	○	令和4年4月以降、事業開始日前に「妊娠届出をした方」が転出していた場合には、転出元、転出	ご質問のケースについて、事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村（問55の回答B）が転出元である場合、事業開始時点で妊娠届出をした方で出生届出をしていない方としてリストアップされ、出産応援ギフトの案内文

		先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	<p>のお手紙を送る対象になります。</p> <p>この案内文においては、「既に転出されている方は、転出先の市町村に相談してください」という内容を記載していただきます。</p> <p>これを受けて当該妊婦から相談のあった転出先の市町村において、当該市町村で活用しているアンケートを送付し、アンケートの回答が返ってきたら、「出産応援ギフト」を支給してください。</p> <p>なお、事業開始後に妊娠中の方に出産までアプローチせず出産後に面談を実施し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括で支給する市町村（問 55 の回答 A）が転出元である場合は、転出先の市町村が問 62 のように対応することとなります。</p>
62	○	令和 4 年 4 月以降、事業開始日前に「出生している方」が転出した場合には、転出元、転出先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	<p>ご質問のケースについては、転出先の市町村において、事業開始日時点の住民票の情報により、令和 4 年 4 月 1 日から事業開始日前日の間に出生したこどものいる世帯を抽出し、当該世帯に「子育て応援ギフト」の遡及支給の案内を行う際のお手紙を送る対象になります。当該者からお手紙に同封されたアンケートの回答が転出先市町村に返ってきたら、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括で支給していただくこととなります。</p>
62-2	◎	問 62 のケースで、転出先の市町村ですでに事業が開始されている場合はどのような扱いになるか。	<p>転出先の市町村では、すでに遡及適用対象者への案内は終了していることから、転入時の住民票登録の際、個別に本事業による面談と出産・子育て応援ギフトについての案内を行うこととなります。</p>
63	◎	令和 4 年 4 月以降、事業開始日前に妊娠届出をした方が流産・死産をした場合は、出産・子育て応援ギフトの支給対象になるのか。	<p>ご質問のケースについては、出産応援ギフトのみ支給対象となります。</p> <p>事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村（問 55 の回答 B）においては、事業開始日前に妊娠届出をした方で、事業開始日までに出生届出をしていない方をリストアップし、当該リストに掲載される妊婦に対し、①出産応援ギフトを支給する旨の案内文、②出産応援ギフト申請書、③簡易アンケートを送付することとなりますが、ご質問のケースもこの対象となります。</p> <p>したがって、この案内文においては、流産・死産された方も「出産応援ギフトの支給対象であること」「アンケートの回答は不要であり、ギフト申請書のみ提出いただければギフトを支給すること」を記載していただきます。</p>

			<p>これを受け、②が返ってきた方に対し、「出産応援ギフト」を支給してください。</p> <p>一方で、事業開始後に妊娠中の方に産前までアプローチせず産後に面談を実施し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括で支給する市町村（問 55 の回答 A）においては、当該市町村における妊娠届出時以外で全ての妊婦を対象とする面談を実施するなど、市町村の実情に応じた方法により流産・死産された方を把握し、出産応援ギフト申請書のみを提出いただいた上で、出産応援ギフトを支給してください。</p>
63-2	◎	事業開始日前に産前にかかるギフト支給事務（対象者の把握・申請等の配付等）については、住民基本台帳法第 1 条に該当すると考えて差し支えないか。	お見込みのとおりです。
63-3	◎	事業開始時点で、妊娠届出をし、出生届出をしていない方に送る簡易アンケートや出産応援ギフト申請書は、流産・死産等を含む対象者に送る必要があるか。流産・死産等の場合には、その配慮のため、電話等で意向を聞き取ってもよいか。	<p>妊娠届出時の面談を行った後に、転居した場合、離婚した場合、流産・死産の場合等でも出産応援ギフトを受給する権利を持ちうるため、</p> <p>① 事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村（問 55 の回答 B）においては、流産・死産等の場合も含め対象者にアンケートと申請書を送付することが基本となりますが、事業開始時点で、流産・死産の事実を把握している等、明らかに配慮が必要な場合は、事前に電話等で丁寧に意向を確認した上で申請書等を送付するか否かを決定するなど、適切な対応をお願いいたします。</p> <p>② 事業開始後に妊娠中の方に産前までアプローチせず産後に面談を実施し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括で支給する市町村（問 55 の回答 A）においては、当該市町村における妊娠届出時以外で全ての妊婦を対象とする面談を実施するなど、市町村の実情に応じた方法により流産・死産された方等を把握し、出産応援ギフト申請書のみを提出いただいた上で、出産応援ギフトを支給してください。</p>
63-3-2	●	令和 4 年 4 月 1 日より前に妊娠届出をしていた者が、令和 4 年 4 月 1 日以降に流産・死産等になった場合は、出産応援ギフト	出産応援ギフトの支給対象者のいずれにも該当せず、対象外となります（実施要綱 P 8 参照）。

		の対象となるか。	
63-4	◎	遡及支給対象者について、事業開始時点ですでにアンケートや面談を実施した場合は、それをもってアンケートの回答と捉え、別途申請書の提出により出産・子育て応援ギフトを支給してよいか。	基本的には差し支えありませんが、直近の面談時と事業開始時で長い時間が経過し、妊婦や子育て家庭の状況が変化していると認められる場合は、改めてアンケートを実施ください。
63-5	◎	令和4年4月1日以降事業開始日前に妊娠届出をし、出産した場合の出産・子育て応援ギフト申請書は、まとめて1枚としてよいか。	まとめて1枚として差し支えありません。ただし、出産応援ギフトの対象者はこどもの母であり、子育て応援ギフトの対象者は養育者であるため、様々な事情で申請者（支給対象者）が異なる場合があり得る場合があり、この場合にはそれぞれのギフト申請者からそれぞれの申請書の提出が必要であることを留意してください。
63-6	◎	こどもの出生後事業開始日以前に離婚をし、そのこどもを父が養育している場合には、出産応援ギフトと子育て応援ギフトは、一括して養育者の父に支給してもよいか。	出産応援ギフトの支給対象者は「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）」（実施要綱 P8 参照）となります。このため、お尋ねのようなケースの場合、妊娠届出の情報をもとに当該こどもの母に連絡するか、当該こどもの養育者である父を通じて母に連絡し、出産応援ギフト受け取りの意思を確認のうえ、当該母に支給することとなります。 子育て応援ギフトについては当該こどもの養育者である父に支給することとなります。

63-7	◎	<p>妊娠届出時の出産応援ギフトについて、遡及支給妊婦は、事業開始日以降に出産した後に、子育て応援ギフトと一括して支給の申請を行うことが可能となっている。一方、遡及支給の出産応援ギフトは、事業開始日から原則として3か月以内に支給の申請を行うこととなっているが、出産の時期が事業開始日から3か月以上後となる場合、出産応援ギフトの申請期限をどのように考えればよいか。</p>	<p>遡及支給の出産応援ギフトについて、事業開始日以降に出産した後に、子育て応援ギフトと一括して支給の申請を行おうとする場合は、出産応援ギフトの申請期限は、子育て応援ギフトの申請期限と同様（原則として生後4か月頃まで）に設定していただいて差し支えありません。</p>
------	---	---	---

事務費（システム構築等導入経費）・委託費等 問 64～66

64	◎	<p>出産・子育て応援ギフトについて、来年度以降の継続実施を見据えた都道府県単位での広域的な連携によるプラットフォームづくりを検討したいと考えているが、どのように検討・調整を進めたらよいか、その進め方などについて国の方で改めて提示される予定はあるか。</p>	<p>本事業は来年度以降も継続的に実施するものであるところ、早期の事業実施の観点から、市町村単位で、紙クーポン等で事業を開始した市町村についても、できるだけ早期に電子クーポン等の電子的な方法の活用や都道府県による広域的な連携を含め、効率的な事業の実施に移行できるよう、国としても取組を進めたいと考えています。</p> <p>具体的には、子育てアプリ・サイト・電子クーポンによる子育て支援について、自治体等と意見交換をしつつ、デジタル化の課題抽出やそれを踏まえた普及方法の検討、またそれに応じた国の支援等について議論していく予定です。</p>
65	◎	<p>本事業において、国としてはどのようなシステムを自治体が構築することを想定しているのか。また、システム構築等導入経費について、どのような経費が補助対象になるのか。</p>	<p>システム構築等導入経費の補助対象となるシステムについては、都道府県の場合、広域のかつ電子的に経済的支援を行うためのプラットフォームを想定しています。また、市町村の場合、出産・子育て応援ギフトの支給管理等を行うためのシステムや、伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステムを想定しています。</p> <p>なお、都道府県のシステム構築等導入経費については、上記のようなシステムにオプションとして追加する形であれば、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県内等において、里帰り先市町村においても産婦のニーズに応じて産後ケアなどの必要な支援を案内することができるような支援対象者の情報の引継ぎ・共有 ・ 都道府県内での転居の際に、転居元におけるギフトの支給の有無の確認 <p>等ができる機能を付加する場合も補助対象になることから、本事業において活用しやすい機能も含めて各自治体においてご検討いただきたいと考えております。</p>
65-2	◎	<p>都道府県の広域連携により、都道府県と市町村で費用を分担し</p>	<p>お示した補助単価案に基づき、都道府県と市町村のそれぞれの対象者に応じた交付申請額を算出し、それぞれで交付申請していただいて差し支えありません。</p>

		て共通のシステムを構築・使用する場合、システム構築等導入経費の補助単価については都道府県分も市町村分があるが、都道府県と市町村でそれぞれ対象者を計算すると、対象者を重複してカウントするような形となるが問題ないのか。	
65-4	◆	<u>システム構築等導入経費の「広域的かつ電子的に経済的支援を行う政令指定都市、中核市に限り1自治体当たり10,000千円」の「広域的」は、近隣自治体と共同導入することが要件か。</u>	<u>政令指定都市及び中核市においては、システム構築により市内全体の対象市民に供与可能であれば、広域的と捉えられることから、近隣市町村と共同してシステム導入をする必要はありません。単独市で10,000千円が補助基準額となります。</u>
65-5	◆	<u>市町村がプッシュ型の情報発信や相談支援等を行うシステム（子育て関連アプリなど）を導入する際の経費もシステム構築等導入経費の補助対象という理解でよいか。</u>	<u>お見込みのとおり。</u>
65-6	◆	<u>伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステムや現金支給のシステムにかかるランニングコストはどの種目に計上すればよいか。</u>	<u>伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステムのランニングコストや現金支給のシステムにかかるランニングコストは、伴走型相談支援の種目として申請しても差し支えありません。</u> <u>現金以外のクーポン発行等により経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うためのシステムにかかるランニングコストは、上期分であれば事務費、下期分であれば委託経費等の種目として申請することとしてください。</u>

66	◎	2段階でシステム改修した場合（早急に現金給付から開始しその後クーポンへ変更）も、2回目の改修について、国費 10/10 負担の対象となるか。	現金給付のシステム改修等に係る費用分として令和4年度中の交付申請に基づき交付決定した額がシステム構築等導入経費の補助基準額の範囲内であれば、その残余の額の範囲内で、2回目のシステム改修に係る費用も、対象経費となります。
66-2	◎	システム構築等導入経費の補助単価案のうち「ギフト対象者 100 人当たり」については、出産・子育て応援ギフトそれぞれの人数を合算した人数か。また、その人数が 99 人以下であった場合の補助単価はどうか。	お見込みのとおりです。 対象者が 99 人以下の場合については、 ・都道府県分では②クーポン発行等に係る委託経費等として 80 千円 ・市町村分では①システム構築等導入経費として 1 自治体当たり 2,000 千円（※）+44 千円、②現金以外のクーポン発行等に係る委託経費等として 80 千円となります。 （※）広域的かつ電子的に経済的支援を行う政令指定都市、中核市に限り 1 自治体当たり 10,000 千円
66-3	◎ ◆	システム構築等導入経費の補助単価案のうち「ギフト対象者 100 人当たり」について、年度ごとに対象者を算出し、それぞれに応じた交付申請を行うのか、あるいは年度ごとの対象者を合算し、それに応じた交付申請を行うのか。	令和4年度と令和5年度で2回交付申請する場合、遡及支給分も含め、令和4年度中に支給が見込まれる対象者数に応じて申請ください。 <u>令和5年度上期の交付申請においては、令和4年度から令和5年9月までの対象者数で算出してください。</u> <u>令和5年度下期の交付申請においては、令和5年10月から令和6年3月までの対象者数で算出してください。</u>

66-3-1	◆	<p>事務費（システム構築等導入経費）の都道府県分の100人当たり80千円と市町村分の100人当たり44千円及び100人当たり80千円の基準額は、交付申請時は「支給決定見込者数」により算出した基準額と対象経費の実支出額を比較して、交付金の額を決定し、実績報告額算出時には「支給決定者数」により算出した基準額と対象経費の実支出額を比較し、交付金の額を確定するということか。</p>	<p>お見込みのとおりです。実績報告書提出時には、「支給決定者数」により算出した基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定して、交付金の額を確定します。</p>
66-4	◎	<p>子育て世代包括支援センターを複数の課で構成している場合に、伴走型相談支援の支援対象者の情報管理を行うためのシステム改修に伴う経費については、補助対象となるか。</p>	<p>補助対象となります。</p>

事業実施円滑化交付金 問 67～69

67	◆	令和5年度下期の事業実施円滑化交付金とはなにか。	令和5年度下期から伴走型相談支援の補助率が下がったこと及び加算がなくなったことに伴い自治体負担が増加することを受け、令和5年度下期限定で、上期まであった伴走型相談支援の加算相当額を上限に補助率 10/10 で給付するために予算を確保しました。事業が始まった間もないこの時期には、様々かかりまし経費が発生することが想定されることから、当該交付金を活用していただきたい。
68	◆	令和6年度以降も補助があるか。	令和5年度下期のみの補助となります。令和6年度以降はありません。
69	◆	対象となる経費を具体的にしてください。	事業円滑化交付金は伴走型相談支援と委託経費等が基準額を超えた場合に補助対象となります。